

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟―控訴審―

No. 33
2025年9月

2025年9月26日（金）14時より、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第16回口頭弁論が行われました。傍聴に訪れた人は15名ほどで、今回も原告の意見陳述が行われず短い時間で終わりました。裁判長から次々回の日程が伝えられ、順調に手続きが進めばその日が結審となるようです。

■結審に向けて

第一審を振り返ると、結審の約4ヶ月前―2019年5月14日～17日の4日間―に証人尋問が行われ、20名の原告の方々が法廷で尋問にこたえ、傍聴には多い時で50名の方が来ていました。当時は、全国で起こされている同様の訴訟で、国の責任が認められる判決と認められない判決の両方があり「北海道訴訟はどうなるのか？」という関心が高かったように思います。今行われている控訴審は、あと2回で結審し、それから半年以内には判決が出ると思われませんが、第一審と異なり、静かに、粛々と必要な手続きや確認作業が進められている、という印象です。

今後東京電力は、今年10月1日を基準日として、それまでに支払いを終えた直接請求やADRの和解結果をもとに、「これだけ（原告に）支払っているので、既に賠償は済んでいる」といった主張をするようです。そして、このような主張のことを「弁済の抗弁」と言うそうですが、聞き慣れない難しい言葉ですね。

「**弁済の抗弁とは**」、とGoogleで調べたら、AIが教えてくれました。
損害賠償訴訟における「弁済の抗弁」とは、被告が、原告に請求されている損害賠償金について、すでに支払い済みであることを主張する防御方法です。

「何に対する賠償か」を考えた時に、原告がこの裁判で求めてきたことと、直接請求やADRによって支払われたものとは賠償項目（何に対して支払ったものか）が必ずしも一致しません。けれども東電は、判決で賠償が確定した原告に対して、この既払い金を賠償額から差し引きたい、とも考えています。この考え方は、実は、交通事故など一般的な訴訟ではよくあることだそうです。

■いつかは示される「最終指針」

原発事故後、原子力損害賠償紛争審査会が最初に被害者救済のための指針「第一次指針」を示したのは平成23年4月28日。その後、同年8月5日に「中間指針」が示されてからこれまで、状況の変化やADR等での和解事例を踏まえた追補が示され、改訂が行われて今に至ります。この日、裁判の後の説明会で弁護士さんから『まだ、「中間指針」。いつかは「最終指針」が示される』という話を聞いて、はっ、としました。そして、「最終指針」が出される時のことを想像しようとしたが、見当もつきませんでした。

■今後の予定

次回 **第17回口頭弁論期日：来年1月28日（水）14時開廷**

次々回 **第18回口頭弁論期日：来年3月23日（月）14時開廷**

次回、次々回は、意見陳述が行われます。降雪の季節となりますが、残り少ない期日です。ひとりでも多くの方と、傍聴席でお会いできることを願っています。

傍聴人 金榮知子

※1 直接請求→原発事故後、東京電力が請求を受け付けている賠償のこと。賠償の対象となる人や区域、賠償される金額も決まっていて、請求書も準備されている。①個人への賠償 ②財物に関わる賠償 ③自主的避難等に関わる賠償 ④法人・個人事業主への賠償 ⑤自主的除染に関わる賠償 がある。東京電力のWEBサイト（右QRコード）に詳細が掲載されている。

※2 ADR→原発事故におけるADR（裁判外紛争解決手続き）は、国が設置した「原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）」を利用するか、弁護士などに依頼して手続きを行う。ADRによるさまざまな和解事例や和解に至らなかった事例はWEBサイト（右QRコード）に掲載されており、年数の経過により和解につながるケースも多様になっている。

